

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 5 月 27 日

水 曜 日

第 3913 号

目 次

規 則

- 富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則 1
- 富山県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 2

公安委員会規則

- 富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 3

告 示

- 土地改良区の定款変更の認可 4
- 保安林の指定施業要件の変更
- 保安林の指定 5
- 家畜伝染病の発生 6

公 告

- 土地改良区の役員の退任
- 落札者等の公示

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 5 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第41号

富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則

富山県災害救助法施行規則（平成12年富山県規則第63号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 避難所及び応急仮設住宅の供与の項の 1 の(3)中「 310円」を「 320円」に改め、同項の 2 の(2)中「 2, 530, 000円」を「 2, 621, 000円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給の項の 1 の(3)中「 1, 040円」を「 1, 080円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項の 3 の

(1)中「17,800円」を「18,300円」に、「22,900円」を「23,500円」に、「33,700円」を「34,600円」に、「40,400円」を「41,500円」に、「51,200円」を「52,600円」に、「7,500円」を「7,700円」に、「29,400円」を「30,200円」に、「38,100円」を「39,200円」に、「53,100円」を「54,600円」に、「62,100円」を「63,800円」に、「78,100円」を「80,300円」に、「10,700円」を「11,000円」に改め、同項の3の(2)中「5,800円」を「6,000円」に、「7,800円」を「8,000円」に、「11,700円」を「12,000円」に、「14,200円」を「14,600円」に、「18,000円」を「18,500円」に、「2,500円」を「2,600円」に、「9,400円」を「9,700円」に、「12,300円」を「12,600円」に、「17,400円」を「17,900円」に、「20,600円」を「21,200円」に、「26,100円」を「26,800円」に、「3,400円」を「3,500円」に改め、同表被災した住宅の応急修理の項の2中「547,000円」を「567,000円」に改め、同表学用品の給与の項の3の(2)中「4,100円」を「4,200円」に、「4,400円」を「4,500円」に、「4,800円」を「4,900円」に改め、同表埋葬の項の3中「206,000円」を「208,700円」に、「164,800円」を「167,000円」に改め、同表死体の処理の項の4の(2)中「5,200円」を「5,300円」に改め、同表障害物（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。）の除去の項の2中「133,900円」を「134,300円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(厚生企画課)

富山県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年5月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第42号

富山県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

富山県環境影響評価条例施行規則（平成11年富山県規則第63号）の一部を次のように改正する。

別表第1の20の項の(1)、同表の備考の1の(1)及び同表の備考の2の(1)中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成27年5月29日から施行する。

(環境政策課)

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年5月27日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

富山県公安委員会規則第3号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

一般県道 八幡田稻荷線	富山市豊田本町二丁目111番12から 富山市海岸通字八幡田割3番80まで
----------------	---

を

一般県道 八幡田稻荷線	富山市東町一丁目7番6から 富山市海岸通字八幡田割3番80まで
----------------	------------------------------------

に、

市道 今泉安養寺線	富山市安養寺465番地2から 富山市安養寺1788番地7まで
--------------	-----------------------------------

を

市道 今泉安養寺線	富山市安養寺465番地2から 富山市安養寺1788番地7まで
市道 綾田北代3号線	富山市窪本町字三番沼割1の1番地から 富山市窪本町まで

市道 綾田北代 2 号線	富山市窪本町から 富山市綾田町早稲田割62の17番地まで
市道 田中線	富山市綾田町早稲田割62の17番地から 富山市上富居字苗代割1130の 8 番地まで

に改める。

附 則

この規則は、平成27年 5 月 27日から施行する。

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第269号

土地改良区の定款変更の認可について

黒部川左岸土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成27年 5 月 19日認可した。

平成27年 5 月 27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第270号

保安林の指定施業要件の変更について

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年 5 月 27日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
富山県砺波市庄川町湯谷字小原 21、22、93
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び砺波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第271号

保安林の指定について

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成27年5月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林の所在場所

富山県南砺市皆葎字手倉 136の1

2 指定の目的

なだれの危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第272号

家畜伝染病の発生について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成27年5月27日

富山県知事 石井 隆一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生区域	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	富山市	平成27年5月20日

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

土地改良区の役員の退任

常西用水土地改良区の役員であった次の者が平成27年4月25日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年5月27日

富山県知事 石井 隆一

職 名 氏 名 住 所
 理 事 林 外 宣 富山市田畑 406番地

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成27年5月27日

富山県知事 石井 隆一

- 1 落札に係る特定役務の名称

新富山県立近代美術館（仮称）新築工事

- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県土木部管理課 富山市新総曲輪 1 番 7 号

- 3 落札者を決定した日

平成27年 4 月 20 日

- 4 落札者の氏名及び住所

清水建設・三由建設・前田建設新富山県立近代美術館（仮称）新築工事共同企業体 石川県金沢市玉川町 5 番15号

- 5 落札金額

6,393,600,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日

平成27年 3 月 2 日
